

焼却禁止の例外

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条

	例外とされているごみの焼却行為	具体的な例
1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	・ 河川管理者による伐採した草木の焼却 ・ 海岸管理者による漂着物等の焼却 など
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	・ 凍霜害防止のための稲わらの焼却 ・ 災害時における木くず等の焼却 ・ 道路管理のために剪定した枝条等の焼却 など
3	風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・ 左義長等の地域の行事における門松、しめ縄等の焼却 など
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	・ 農業者が行なう稲わら等の焼却 ・ 林業者が行なう伐採した枝条等の焼却 ・ 漁業者が行なう漁網に付着した海産物の焼却 など
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイアーなどを行なう際の木くず等の焼却

例外とされている焼却行為であっても、ばい煙や悪臭の発生等により苦情があった場合は、指導の対象になりますので、周辺地域の生活環境の保全に十分留意し、迷惑にならないよう十分注意してください。

※なお、ビニールその他のプラスチック類は焼却しないでください。

※例外とされているごみの焼却であっても、火災と間違えられることがありますので、ごみを焼却する前に必ず、管轄する消防署（出張所）へ届出（「火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出」：電話でも可）してください。

〔関係法令〕

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成 12 年衛環第 78 号）